

名古屋市教育委員会告示第28号

名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）第3条第2項ただし書の規定により、名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場を使用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間として教育委員会が指定する期間は、次のとおりとします。

令和6年10月10日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

利用料金を納付しなければならない期間

令和6年11月10日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課